

板橋区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱の制定について

区が発注する契約に係る適正な履行の確保と労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、下記のとおり「板橋区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を制定する。

記

1 労働環境の確認を行う契約

総務部契約管財課において契約締結処理する契約のうち、次に掲げるもの

- (1) 予定価格が 3, 0 0 0 万円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格が 1, 0 0 0 万円以上の委託契約のうち、建物清掃、人的警備、受付、用務等の人件費が経費の大半を占めるもの

2 労働環境の基準

この要綱に基づく労働環境の確認は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を基準とする。

3 労働環境の確認方法

契約の締結後、当該契約の相手方に対し、労働環境チェックシートを速やかに提出するよう求めるものとする。

4 改善の勧告

労働環境の確認の結果、労働環境が不適切であると認められるときは、労働環境改善指示書により、契約の相手方に対して改善を求めることができる。

5 適用開始日

令和 5 年 4 月 1 日以後に契約を締結する案件について適用する。